

指定確認検査機関票

この標識は、指定確認検査機関としての指定の主要な内容と、業務の内容を表示しています。

指定の番号	国土交通大臣 第8号
指定の有効期限	平成27年9月9日から平成32年9月8日まで
機関の名称	株式会社 東日本住宅評価センター
主たる事務所の所在地	神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央4丁目33番5号 電話番号 045(503)3801
代表者の氏名	代表取締役社長 村田 新輔
業務区域	北海道のうち札幌市・小樽市・石狩市・北広島市・江別市・恵庭市・千歳市・苫小牧市・岩見沢市・登別市・南幌町・長沼町・栗山町・余市町、岩手県、宮城県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県及び静岡県全域
指定の区分	建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令(平成11年建設省令第13号)第15条第1号から第14号の2に掲げる区分
取り扱う建築物等	(1) 1棟あたりの床面積(増築の場合は増築後の床面積)の合計が5,000㎡以内(3,000㎡を超えるものは、認証型式部材等を有する建築物に限る。)、かつ、地上8階以下で高さ28m以下の建築物(地上5階以上の建築物は東京都及び神奈川県内のものに限る。) (2) 屎尿浄化槽、合併処理浄化槽及び令第146条第1項に掲げる建築設備(建築物に取り付けるものにあつては、(1)に掲げる建築物に取り付けるものに限る。) (3) 令第138条第1項及び第3項第2号に掲げる工作物(高さが20mを超えるものを除く。また、建築物に取り付けるものにあつては、(1)に掲げる建築物に取り付けるものに限る。)
実施する業務の態様	建築基準法に基づく建築確認、中間検査及び完了検査、仮使用認定